

「緑の島」の利用について

1 「緑の島」の開放時間

- 1月4日～3月31日：午前9時～午後5時
- 4月1日～9月30日：午前9時～午後8時
- 10月1日～11月30日：午前9時～午後5時
- 12月1日～12月31日：午前9時～午後8時

※ ただし、災害、荒天、各種イベント等の事情により利用を制限する場合があります。

2 「緑の島」の利用について

散策や休憩以外で、軽スポーツや野外イベントなど、緑の島多目的広場等（芝生広場を含む）の全部または一部を専用的に利用したい場合は、市長の承認が必要です。下記の連絡先にお問い合わせいただくか、市役所の窓口にお越しください。

また、ゴミは、利用者各自で持ち帰ってください。

3 「緑の島」ではいけないこと。

「緑の島」の利用にあたっては、次の行為をしてはいけません。

- ① 施設を損傷し、または汚損すること。
- ② 樹木を伐採し、または植物を採取すること。
- ③ 土地の形質を変更すること。
- ④ 火気を使用すること。
- ⑤ はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。
- ⑥ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ⑦ 指定された以外の場所へ車両を乗り入れ、またはとめること。
- ⑧ 行商または募金をすること。
- ⑨ スパイクシューズなど芝生を損傷するおそれのある靴を使用すること。
- ⑩ ゴルフ、ホッケー、野球など他の利用者に危害が及ぶおそれのある行為をすること。
- ⑪ 犬その他の動物を持ち込むこと。（介助犬等は除く。）
- ⑫ 前各号のほか、市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

4 「緑の島」への入場について

- 車両や自転車での入場の際は、管理人の指示に従って駐車・駐輪してください。駐車・駐輪した場所における事故等については、市は一切責任を負いません。
- 「緑の島」入口の「新島橋」への駐車・駐輪は、他車の通行の妨げとなりますのでご遠慮ください。

5 「緑の島」の閉鎖時間中の立入禁止について

- 緑の島の閉鎖時間中に無許可で立ち入ることは禁じられています。閉鎖時間中の利用は、火の不始末による施設への損害、海中転落等の事故の恐れがあり大変危険ですので、関係者以外の方については、立ち入らないようご理解とご協力をお願いいたします。

※ 利用承認の受付・利用に関するお問い合わせ先

函館市港湾空港部管理課管理担当 電話 21-3486, 3487
（緑の島管理事務所 電話 23-6468
ただし、多目的広場等の利用に関する問い合わせのみ）